

「特定小型原動機付自転車運転者講習制度」とは？

特定小型原動機付自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ぜられる制度です。

一定の危険な行為をして
※下記17類型



3年以内に2回以上

公安委員会

講習の受講命令

■ 講習時間 3時間
■ 手数料 6,300円



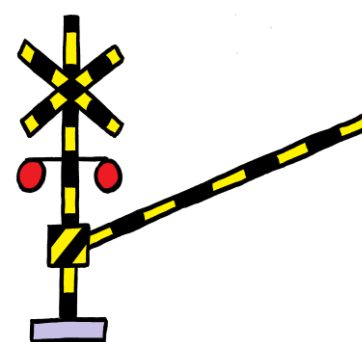
※ 命令に従わない場合

受講命令違反
5万円以下の罰金



一定の危険な行為（17類型）

- 1 信号無視【道路交通法第7条】
- 2 通行禁止違反【道路交通法第8条第1項】
- 3 歩行者用道路徐行違反【道路交通法第9条】
- 4 通行区分違反【道路交通法第17条第1項、第4項、第6項】
- 5 遮断踏切立ち入り【道路交通法第33条第2項】
- 6 優先道路通行車妨害等【道路交通法第36条】
- 7 交差点優先車妨害【道路交通法第37条】
- 8 環状交差点通行車妨害等【道路交通法第37条の2】
- 9 指定場所一時不停止等【道路交通法第43条】
- 10 整備不良車両の運転【道路交通法第62条】
- 11 酒気帯び運転等【道路交通法第65条第1項】
- 12 共同危険行為等【道路交通法第68条】
- 13 安全運転義務違反【道路交通法第70条】
- 14 携帯電話使用等【道路交通法第71条第5号の5】
- 15 妨害運転【道路交通法第117条の2第1項第4号 等】



【特例特定小型原動機付自転車のための違反】

- 16 特例特定小型原付の歩道徐行等義務違反【道路交通法第17条の2第2項】
- 17 特例特定小型原付の路側帯通行方法違反【道路交通法第17条の3第2項】

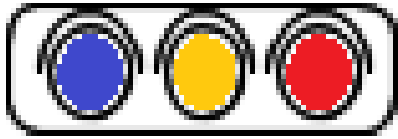
大阪府警察



特定小型原動機付自転車の一定の危険な行為（17 類型）

1 信号無視

道路交通法第7条



赤信号は必ず止まります！

2 通行禁止違反

道路交通法第8条第1項



高架道路やアンダーパスでは、
標識を確認！

3 歩行者用道路徐行違反

道路交通法第9条



歩行者がいれば一時停止する等、
いつでも止まれる速度で！

4 通行区分違反

道路交通法第17条第1項、第4項、第6項



車道の左側を通行！

5 遮断踏切立ち入り

道路交通法第33条第2項



警報器が鳴り始めたら、
渡りません！

6 優先道路通行車妨害等

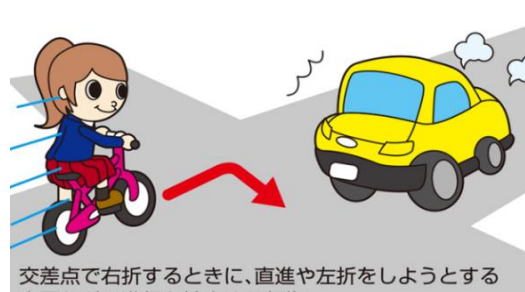
道路交通法第36条



交差点では安全な速度と
方法で進行し、安全確認を
しっかりとしましょう。

7 交差点優先車妨害

道路交通法第37条



交差点で右折するときは、
左側端に沿って、安全に
二段階右折をしましょう！

8 環状交差点通行車妨害等

道路交通法第37条の2



環状交差点に入ろうとする
場合は徐行します！

9 指定場所一時不停止等

道路交通法第43条



「止まれ」の標識は、必ず
止まります！

10 整備不良車両の運転

道路交通法第62条



灯火装置がなかったり、
故障した車両に乗っては
いけません！

11 酒気帯び運転等

道路交通法第65条第1項



飲酒運転は絶対禁止！！

12 共同危険行為等

道路交通法第68条



2台以上で並進させて、
通行の妨げとなる行為は
やめましょう！

13 安全運転義務違反

道路交通法第70条

ハンドルやブレーキ等を確実に操作
せず、また他人に危害を及ぼすような
速度と方法で運転する行為



交通事故を起こした場合も安全運転義務違反に
問われることがあります！

14 携帯電話使用等

道路交通法第71条第5号の5



運転中の携帯電話(スマホ)の使用
(ながら運転)はやめましょう！

15 妨害運転

道路交通法第117条の2第1項第4号 等



妨害する目的で、一定の違反行為
を行った場合に成立します！

17類型のうち、
16と17は「特例特定小型原付」のみ
の危険行為です。

16 特例特定小型原付の歩道 徐行等義務違反

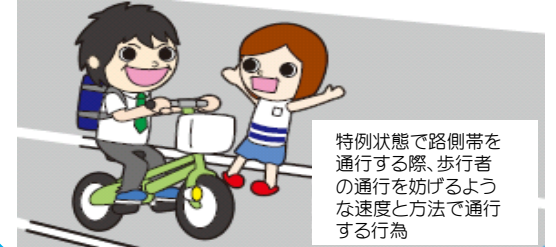
道路交通法第17条の2第2項



あくまでも歩行者優先！

17 特例特定小型原付の路側帯 通行方法違反

道路交通法第17条の3第2項



路側帯を通行できますが、歩行者
の通行を妨げてはいけません！

※特定小型原動機付自転車の形状についてはキックボードのみに限りません。